

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」が一部改正されたことに伴い、当市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 連携施設の確保について

項目	改正前	改正後
代替保育の提供	代替保育の提供先を保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）に限定。	<p>連携施設の確保が困難な場合、一定の要件のもと次の事業者からの確保も認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 A 型、B 型 ・事業所内保育事業
卒園後の受け皿の設定	卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。	<p>○ 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が 20 人以上である次の事業所等からの確保も認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設 <p>○ 保育所型事業所内保育事業所については、恒常的に満 3 歳以上の児童を受け入れているなど、市が認める場合、卒園後の受け皿については確保を求めない。</p>
連携施設に係る経過措置	連携施設の確保が困難な場合、制度施行から 5 年間は、連携施設の確保をしないことができる。	経過措置を 5 年から 10 年に延長する。

(2) 食事の提供等について

項目	改正前	改正後
食事の提供等について	園児に対する食事については、自園調理が原則であるが、次のとおり外部搬入も認める。 <ul style="list-style-type: none">・ 連携施設・ 同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業等	家庭的保育事業に限り、左記に加え、保育所等に食事の搬入を行い、乳幼児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市が認めるものからの外部搬入も認める。
食事の提供等に係る経過措置	新制度移行前から保育事業を行う者が新制度移行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、制度施行から5年間は、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しない。	家庭的保育事業に限り、経過措置を5年から10年に延長する。

3 施行期日

条例公布の日